

ユビキタスネット社会における
新たな地域 ICT サービスの実現に関する調査事業

那智勝浦町 介護ネットワークサービス

調査報告書

別添3 課題・解決策一覧

平成19年 3月

株式会社 日立製作所

1. 課題一覧

本調査にて、検討した介護ネットワークサービス実現に向けた課題を以下に示す。

課題一覧			サービス名	介護ネットワークサービス	
No.	課題名称	区分	概要	関係者	備考
1	既存介護ソフトの活用	1	那智勝浦町の介護事業者には、ケアプランソフト、受給者管理ソフト等の介護ソフトがすでに導入されている。 介護事業者は、一般にさらなる情報化投資を行う資金的余力がないため、介護ネットワークサービス導入にあたり、それら全てを入れ替えたシステム構築を行うことは難しい。	介護支援事業者 地域包括支援センター 介護(予防)サービス事業者	
2	円滑な情報流通	1	介護事業者が、手順に従って計画書や提供票の登録や取込を行わない場合、要介護者(要支援者)に対して、円滑なサービスの提供ができなくなってしまう。そのため、サービス全体として情報流通する工夫が必要となる。	介護支援事業者 介護(予防)サービス事業者	
3	標準メッセージ定義の必要性	1	各介護ソフトベンダの介護ソフトが持つ介護情報のデータフォーマットは異なるため、介護情報のスムーズな連携を実現するためには、標準的な介護メッセージ定義を作成する必要がある。	介護支援事業者 介護(予防)サービス事業者	
4	伝送速度とセキュリティが担保された安価なネットワーク	1	本サービスで使用するネットワークには以下の3点の要件が求められる。 ①大量のXMLデータを送受信することから伝送速度の確保が必要 ②個人情報を扱うことからセキュリティの確保が必要 ③普及に向けて安価であることが必要	那智勝浦町 システム運営主体 介護支援事業者 地域包括支援センター 介護(予防)サービス事業者	

- 区分
1. システム構築上、システム運用上の課題(インフラの課題含む)
 2. 法制度上の課題(運用ルールの課題含む)
 3. 責任分担、費用負担等、体制上の課題

課題一覧			サービス名	介護ネットワークサービス	
No.	課題名称	区分	概要	関係者	備考
5	個人情報の取り扱い	2	要介護者(要支援者)の個人情報をネットワーク上で扱うことから情報の安全な管理方法、利用方法について検討する必要がある。	要介護者(要支援者) 那智勝浦町 介護支援事業者 地域包括支援センター 介護(予防)サービス事業者	
6	介護事業者全員のシステム利用	2	本サービスを有効に活用するためには、地域の全ての介護事業者に参加してもらう必要がある。そのため、介護事業者に対して、計画書・提供票・提供票(別表)を電子的に受け渡しすることを義務付ける必要がある。	介護支援事業者 地域包括支援センター 介護(予防)サービス事業者	
7	承認された計画書の共有	2	介護支援事業者や地域包括支援センターが作成する計画書は、要介護者(要支援者)に確認の押印をもらい、そのコピーを介護(予防)サービス事業者に展開する必要がある。	介護支援事業者 地域包括支援センター 介護(予防)サービス事業者	
8	紙帳票の保管が必要	2	各介護事業者は、計画書・提供票・提供票(別表)を紙帳票で事業所に一定期間保存することを、運営基準等で求められている。そのため、介護ネットワークサービス開始後も紙帳票の保管は必要となる。	介護支援事業者 地域包括支援センター 介護(予防)サービス事業者	
9	システム構築費用・ランニングコストの負担	3	那智勝浦町が単独でシステム構築費、ランニングコストを負担することは難しい。なるべく安価にシステム構築を行う必要がある。 また、費用負担の分担についても検討する必要がある。	那智勝浦町 システム運営主体	

- 区分
1. システム構築上、システム運用上の課題(インフラの課題含む)
 2. 法制度上の課題(運用ルールの課題含む)
 3. 責任分担、費用負担等、体制上の課題

2. 解決施策一覧

解決施策一覧		サービス名	介護ネットワークサービス	
No.	課題名称	解決策	解決策根拠	備考
1	既存介護ソフトの活用	<p><連携ツールの開発></p> <p>既存の介護ソフトを活用するために、共有サーバと介護ソフトを連携する連携ツールを開発する。連携ツールは介護ソフト毎に作成していたのでは、あまりに非効率なため、既存の介護ソフトベンダと連携し、標準的な仕様を検討する。</p>	介護事業者の参加を促すためには既存介護ソフトの活用が必要となる。	
2	円滑な情報流通	<p><処理忘れ防止機能></p> <p>介護事業者の介護情報の登録や取込忘れを防止するために、登録・取込の期限を設定し、期限までに処理を行っていない介護事業者に催促するアラート機能を設ける。</p>	人間が登録の有無を確認するのは手間がかかるので、システムで自動的に検知する必要がある。	
3	標準メッセージ定義の必要性	<p><業界標準メッセージ定義の利用></p> <p>業界標準メッセージ定義として JAHIS が作成した介護標準メッセージ定義(XML)を用いる。様々な介護ソフトでの実装を考慮して開発されており、本サービスでも使用できる。</p>	すでに業界の標準メッセージとして JAHIS が作成した定義が存在する。	

解決施策一覧		サービス名	介護ネットワークサービス	
No.	課題名称	解決策	解決策根拠	備考
4	伝送速度とセキュリティが担保された安価なネットワーク	<p><地域情報プラットフォーム仕様の活用></p> <p>要件を満たすネットワークとしては、インターネットが適切と考えられる。インターネットを使用する場合、現在検討されている地域情報プラットフォーム仕様を活用することが考えられる。</p> <p>地域情報プラットフォームは、官民連携を視野に入れた連携基盤で、インターネット、SOAP(Simple Object Access Protocol:XMLの交換規約)、XMLを標準仕様として検討中である。</p> <p>ただし、介護事業者の中には、インターネットを接続していない介護事業者も存在するため、INS64を併用した運用も検討する必要がある。</p> <p>また、今後、実現に向けてデータ容量の算出、セキュリティ確保策の検討が必要となる。</p>	<p>①伝送速度</p> <p>②セキュリティ</p> <p>③コスト</p> <p>の観点で、比較した結果、インターネットが適しているのではないかと考えられる。</p> <p>ただし、セキュリティに関しては、SSLや認証基盤、地域情報プラットフォームで検討されているセキュリティ仕様を検討して対策を行う必要がある。</p>	
5	個人情報の取り扱い	<p><セキュリティガイドライン等に準拠した運用></p> <p>情報の安全な管理方法、情報の安全な利用方法の検討を行うために、個人情報保護条例やセキュリティポリシーの内容を吟味する。</p> <p>また、厚生労働省で医療関係機関向けに「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を検討している。本サービスの実証実験及び実運用時においては、上記のガイドラインに準拠した形で、運用方法を検討する。</p>	<p>個人情報保護のため、自治体の個人情報保護条例やセキュリティポリシーに準拠する必要がある。</p> <p>また、厚生労働省が定めたガイドラインに準拠した運用を行う必要がある。</p>	

解決施策一覧		サービス名	介護ネットワークサービス	
No.	課題名称	解決策	解決策根拠	備考
6	介護事業者全員のシステム利用	<p><運用ルールでの義務付け></p> <p>運用ルール等で、介護事業者に対して、計画書・提供票・提供票(実績)を電子データで受け渡すことを義務付ける必要がある。また、将来的に、計画書・提供票・提供票(実績)を電子データで受け渡す事を都道府県が行う介護事業者の登録の条件とする事での義務付けも考えられる。</p>	本サービスは、地域の全ての介護事業者に参加してもらう必要がある。	
7	承認された計画書の共有	<p><承認された計画書との整合性の確保></p> <p>要介護者(要支援者)が承認し、押印した紙媒体の計画書は介護支援事業者や地域包括支援センターが保管する。要介護者(要支援者)が承認した計画書と同一の内容を介護支援事業者や地域包括支援センターが共有サーバに登録する。介護支援事業者や地域包括支援センターに対して、要介護者(要支援者)が承認した計画書と、共有サーバに登録する計画書の内容が同一とする事を義務化する等が必要となる。</p>	要介護者(要支援者)が承認した紙媒体の計画書と同じ内容の計画書を電子データでも共有する必要がある。	
8	紙帳票の保管が必要	<p><各介護事業者での印刷・保管></p> <p>介護(予防)サービス事業者と介護支援事業者に共有サーバから取込んだ提供票を印刷し、各介護事業者で保管する運用を義務付ける。また、提供票の内容に変更があり、共有サーバに再登録された場合は、変更前の帳票を廃棄し、新規の帳票保管する事を運用ルールで明確化する。</p> <p>また、電子データでの保管に関しても今後検討する。</p>	介護事業者に監査等を行う際に、計画書、提供票の保管を確認するため、電子データでの受け渡しが可能となった後も、紙帳票の保管は必要となる。	

解決施策一覧		サービス名	介護ネットワークサービス	
No.	課題名称	解決策	解決策選定根拠	備考
9	システム構築費用・ランニングコストの負担	<p><都道府県単位のシステム運営> なるべく費用を抑えた案として、都道府県単位でのシステム構築・運用が有効である。その際のシステム運営主体、システム構築費の負担、ランニングコストの負担、回線費用の負担については、以下のよう考える。</p> <p>①システム運営主体 既に給付適正化に向けたシステムを構築している点、他組織が新規にモニタリングシステムを構築すると内容が重複し、無駄な投資となる可能性があることから、国保連合会が適当と考える。</p> <p>②システム構築費の負担 国保連合会が負担して構築する。費用については、ランニングコストの一部に構築費用を上乗せすることで回収する。なお、連携ツールの開発費用は、那智勝浦町の負担となる。</p> <p>③ランニングコストの負担 那智勝浦町が国保連合会に支払う利用料で充当する。また、利用料には、システム構築費用の一部を上乗せする。</p> <p>④回線費用の負担 介護事業者の回線費用については、各介護事業者で負担する。</p>	<p>国保連合会を運営主体とすることで、既存のシステムの活用により、新規にシステム構築する場合と比較して、安価なシステム構築が期待できる。</p> <p>都道府県単位でシステム構築することで、将来的にシステムに参加する市町村が増加すれば、ランニングコストを安価に抑える事ができる。</p>	

以上